

令和3年度「未来の教室」実証事業 公募要領
(テーマD:「学習ログ利活用」の実現に関するテーマ)

1. 公募件名

「未来の教室」実証事業(テーマD:「学習ログ利活用」の実現に関するテーマ)の委託事業者公募
(経済産業省:令和3年度「学びと社会の連携促進事業(「未来の教室」(学びの場)実証事業))

2. 目的・概要

経済産業省では、『「未来の教室」ビジョン(2019年6月)』及び『「学習ログ調査」最終報告書(2020年3月)』において、「日々蓄積される学習ログの分析をもとに、個別学習計画を立て、自律して学習する」、「多様な学びが選択でき、かつ公平に評価される」といった、学習者を中心とした学習ログ利活用のあるべき姿を取りまとめてきた。また、『「未来の教室」』ビジョンでは、学習ログの標準化や蓄積は時間をかけて長期的に取り組むべき一方、今できる範囲での活用をすぐに始めねばならないことも指摘してきた。

本実証事業は、上記のような背景を踏まえ、学習者を中心として学習ログの利活用に取り組む事例(ユースケース)を創出すると共に、今後、学習ログを標準化・蓄積する仕組み・制度を検討するにあたり、論点や課題を抽出し、また課題の解決に向けた示唆を抽出することを目的とする。

参考)「未来の教室」ビジョン(「未来の教室」とEdTech研究会第2次提言)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190625002/20190625002.html>

参考)「学習ログ等の活用に向けた収集すべき標準項目等の素案の作成事業」(学習ログ調査)

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000191.pdf

(参考)「未来の教室」ビジョン(第2次提言)における「学習ログ」の位置付け

1. 「令和の教育改革」に向けた課題

(3)3つの柱:「学びのSTEAM化」「学びの自立化・個別最適化」「新しい学習基盤づくり」

(前略)「学びの自立化・個別最適化」とは、子ども達一人ひとりの個性や特徴、そして興味関心や学習の到達度も異なることを前提にして、各自にとって最適で自立的な学習機会を提供していくことである。そのためには、AI(人工知能)やデータの力を借りて、子ども達一人ひとりに適した多様な学習方法を見出し、従来の一律・一斉・一方向型の授業から、EdTechを用いた自学自習と学び合いへと学び方の重心を移すべきである。

このとき、一人ひとりがEdTechの活用を通じて日々蓄積される学習ログの分析をもとに、個別学習計画を随時更新しながら、自分に最適な学び方を模索するサイクルを構築する必要がある。そのためには、標準授業時数や、学習指導要領に基づく学年ごとの学ぶべき単元の縛り等の制約を緩和すべきであろう。どれだけの時間、授業に出席したかを基準とする「履修主義」ではなく、かけた時間を問わず、理解度・達成度を客観的に測定する「到達度主義」に基づく評価と、それに基づく授業編成を導入すべきである。

こうして到達度主義に基づく評価が可能になれば、各人が選ぶ学習方法はさらに多様になりうる。

今やインターネットによってコミュニケーションの空間的・時間的な制約を克服できる時代である。インターネットを活用した広域通信制高校の事例にみられるように、通信制の持つ制度的な長所を最大限に活かせば、EdTechを用いた自学自習のみならず、全国に散らばる多様なクラスメイトとのオンライン・オフラインの対話を通じたプロジェクト学習を実現することも可能である。(後略)

(参考)「未来の教室」ビジョン(第2次提言)における学習ログ利活用のイメージ

2. 「未来の教室」の構築に向けて: 3つの柱の実現に向けた、9つの課題とアクション

【2】(2)②幼児期から「個別学習計画」を策定し、蓄積した「学習ログ」をもとに修正し続けるサイクルを構築

幼児期から一人ひとりの個性、活動や学びを「学習ログ」として蓄積しながら、「個別学習計画」を更新

一人ひとりに個別最適化された教育の実現に向けて、保護者と本人が教師や専門家等の支援を受けながら「個別学習計画」を策定し、学習ログの分析結果に基づいて計画を随時更新しながら学ぶサイクルを構築すべきである。

たとえば、発達障害の子ども達や、得意な才能を持つギフテッドと呼ばれる子ども達、その両方を併せ持つ意味で二重に例外的な 2E と呼ばれる子ども達等に適した学習環境はそれぞれ異なる。こうした子ども達の一人ひとり異なる才能を丁寧に伸ばす諸外国に比べ、日本における学習環境は十分とは言えない。

こうした観点からも、学校や民間教育の現場における日々の学習や課外活動の成果、そして生活環境に関する情報を「学習ログ」として蓄積するとともに、特に幼児期から悉皆的に、一人ひとりの認知特性等の個性についても丁寧に把握し続けることが必要である。

相互運用性の担保された学習ログの構築、高校・大学による入学者選抜の多様化

学習ログは、学校や、学習塾・フリースクール・スポーツ教室・音楽教室等の民間教育サービス、更に子ども達を支援する専門家による連携も容易にするべく、標準化されたフォーマットによって、相互運用性を担保して蓄積されるべきである。また、学習ログは本人と保護者の同意のもとで、教育サービスのイノベーションや教育政策の改善のためにも活用されるべきである。また、高校や大学も、こうした学習ログを積極的に活用して、入学者選抜の方法を多様化すべきであろう。学校の教師による評価をもとに作成される調査書や学力テストをもとに選抜する方法のみならず、蓄積した学習履歴や活動成果や作品に対する多くの人間からの多面的な評価を子ども達が自ら集め、自らの実力を客観性のある形アピールし、その内容をもとに選抜される方法が広がるべきではないか。それにより、学習ログは、自立的な学習者を育てるためのツールとしての有効性を発揮することにつながるのではないだろうか。

こうしたことに鑑み、学習ログ機能を有する既存の EdTech や、大学入学者選抜での活用が始まっている Japan e-portfolio の現状を踏まえながら、関係省庁が一体的に、学習ログを蓄積する目的や活用のルール、データフォーマットの標準化、標準間の相互運用性を担保する方策を検討し、学習ログに関するグランドデザインの策定を進めるべきである。



(参考)「未来の教室」ビジョン(第2次提言)における工程表

3. おわりに:「未来の教室」の工程表

(前略)

時間を要する取組みにも、すぐに取りかかる(長期)

学習ログが十分に蓄積されるには、当然ながら時間を要する。一人ひとりの成長というアウトカムに紐づけた分析を加え、その結果を次なる教育イノベーションに役立てるためには、さらに10年単位の時間を要すると思われる。そうした長期的な課題であるがゆえに、早急に学習ログの蓄積を始め、今できる範囲での活用をすぐに始めねばならない。

そして、異なる企業が運営する異なる EdTech の間の、データの相互運用性が担保される環境整備も、他の分野の標準化作業に時間がかかるのと同様、時間を要するがゆえ、早急に取組みを始める必要がある。

学習ログの蓄積が進み、ビッグデータ化が進むことにより、そのデータの分析結果は教育イノベーションに貢献するかもしれない。また、その分析結果が教育政策上の判断の形成にも役立てられれば、一人ひとりの子ども達に対して、より個別最適化の精度が高い、きめ細かく適切な教育を提供できるようにもなるだろう。さらに、こうしたデータがオープンデータ化されれば、より幅広い企業による教育分野への参入も促され、更なる教育イノベーションにつながる可能性がある。

(後略)

(参考)「学習ログ調査」最終報告書で整理した学習ログがもたらすメリット

学習ログがもたらすメリット

①学習者

学習者個人が
主体となってデータを扱う

学習者が個別学習計画を立て自律的に学べる

- ログをもとにしたリフレクション・リコマンドを通じ、学習者1人1人が自分の個別学習計画を策定して学ぶように(自己調整学習)
- 一斉授業から個別学習へと比重がシフトし、教員はteacherからcoachへ

「落ちこぼれ」「吹きこぼれ(異才)」の把握・ケアが容易になる

- 学習者1人1人の興味・関心・到達度を見える化
- 含:ギフテッド・2Eなど発達に特徴がある子供

多様な学びが選択でき、かつ公平に評価される

- ログを通じ学びの質を担保、教室を前提としない多様な環境(塾・家庭、遠隔地も)が選択でき、不登校も根本解決
- 学歴/職歴偏重から、教育者ではなく学習者自身が選ぶ多様な尺度で評価される社会へ(⇒e-portfolioの活用)

②教育者

(学校・教員や塾などの民間教育)

国・自治体・学校等が
主体となってデータを扱う

業務が効率化され、教員負担が軽減する

- 出欠や成績の登録、教育委員会や文科省へのアンケート回答が自動化・簡便化
- 生徒の情報が手元で直ぐに確認でき、他の教員や学校外からの情報もシームレスに連携

エビデンスに基づいたより良い学びの提供が可能になる

- 教員の経験値に、データに基づく科学的視点を加えた再生産可能な良質な授業
- 学習ログの分析に基づくリコマンドも活用した、個別生徒に合わせた最適なコンテンツの提供

③行政・研究者

幅広く精緻なビッグデータを活用したEBPMや研究が可能になる

- 正確かつ詳細な教育データに基づいた教育行政の実現
 - 学校単位に加え、生徒ひとり一人にも着目したビッグデータ分析
 - 学校外・他分野のデータも活用
- 質の高い学習データに基づいた研究の実現
 - 幅広い匿名データ等を活用したLA(Learning Analytics)の深化

Copyright © 2020 by Boston Consulting Group, all rights reserved.

【参考:事業スキーム】

本事業は、経済産業省より、株式会社ボストンコンサルティンググループ(以下、BCG)が受託している。BCGは、本事業の運営主体として、実証事業を含む複数の事業を組成・運営・管理する。具体的には、経済産業省との協議の上、全体企画、再委託、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

3. 公募期間

令和3年8月5日(木)から、令和3年8月24日(火) 正午までの約2週間

4. 応募資格

提案書を提出できる事業者は、民間事業者(株式会社、有限会社、学校法人、NPO(特定非営利法人)等の法人)及びそれら複数の法人によるコンソーシアムであり、その際、BCGとの契約締結の主体になることができ、かつ、契約期間終了後の一括精算に耐え得ることを条件とする。

応募する者は、「5. 公募要件」に基づく提案書を、「3. 公募期間」に定める期間までに、BCGに提出すること。なお、提案書については、経済産業省とBCGで協議の上、本事業の受託者として、社会通念上、不適切な組織または事業運営能力が不十分な組織と判断した場合は、無効とする。また、その判断を行う上で必要と考えられる場合には、提案書を提出した事業者に対して、財務状況等に関する資料の提出を求めることがあり得ることに留意すること。

また、一事業者で、複数の事業について提案書を提出し、複数の事業を受託することも可とする。

5. 公募テーマと、公募要件

(1) 公募テーマ

今年度公募を行う下記A～Dのテーマのうち、今回はテーマD(「学習ログ利活用」の実現に関するテーマ)について公募を行う。

(参考)

- A. 「未来の教室」ビジョンの実現に関するテーマ【公募終了】
- B. 「地域×スポーツクラブ産業研究会」第1次提言の実現に関するテーマ【公募終了】
- C. STEAMライブラリー構築に資するテーマ【公募終了】
- D. 「学習ログ利活用」の実現に関するテーマ

(2) 公募要件

公募要件として、全テーマ共通の「共通要件」と、公募テーマごとに異なる「個別要件」の2つを、以下の通り設定する。

共通要件

全テーマ共通で、以下①～⑭を全て満たす提案をすること。

(ア) 事業実施に関わる共通要件

- ① 実証期間中に、経済産業省及び BCG、教育関係者、報道機関、保護者等が視察できる機会を設けること(事業構成上、視察ができない場合は個別に相談すること)。
- ② 事業の進捗状況等を月1回提出・報告すること(様式等の詳細は、別途指示する)。
- ③ 実証期間中は、事務局の求めに応じ、経済産業省及び BCG との打ち合わせを設けて、事業の進捗や、実施計画を進める上での課題等を議論すること。
- ④ 実証期間中は、事務局の求めに応じ、他の事業者も交えた合同会議に参加すること。
- ⑤ 実証期間中は、事務局の求めに応じ、各実証事業に対して、共通のアンケート等を実施することになった場合、そのアンケートの実施・回収に協力すること。
- ⑥ 実証事業の中で取得する個人情報(受講者の学習履歴(成績等も含む))の取り扱い方法についても提案書の中に記載すること。なお、実証で取得する情報については、経済産業省及び BCG の求めに応じて提出することを原則とする。

(イ) 成果報告に関わる共通要件

- ⑦ 実証終了後、成果報告書を提出すること(様式や提出期限等の詳細は、別途指示する)。
- ⑧ 成果報告書をもとに、経済産業省及び BCG にて事業結果の確認を行うが、この結果確認に際して、追加資料の提出等を求められた場合、速やかに対応すること。
- ⑨ 事務局の求めに応じ、実証事業の報告書やその他の成果物については、本事業で構築した Web サイトを含む各種メディアで情報を公開すること。
- ⑩ 報告書は編集可能な形式(PDF ではなくワード・パワーポイント等)で納品すること。
- ⑪ 実証事業の報告書に加え、教育プログラム等の開発に関わる成果物(教材や指導マニュアル、授業の動画記録等)は全て、提出すること。
※ただし、本事業のために制作した教材や指導マニュアル等以外の、事業者が著作権を持つものについては除く。
※動画公開時に字幕が必要な場合は、字幕作成に協力をする。
- ⑫ 成果報告書は令和 4 年 2 月末までに納品すること。実証を、成果報告書納品後も継続すること自体は構わないが、本事業への成果報告は 2 月末を期限とする。

(ウ) スケジュール

- ⑬ 実施実現性が高く、かつ、効率的なスケジュール案を提案に含めること。

(エ) 予算

- ⑭ 「委託対象となる経費(7. - ②)」に沿った支出計画(詳細な内訳付)を提出すること。

個別要件

選択したテーマに応じて、それぞれの個別要件を満たす提案をすること。

D. 「学習ログ利活用」の実現に関するテーマ

(ア) 必須要素

- ⑮ 本公募要領2の目的・概要で示した、「未来の教室」ビジョン(「未来の教室」とEdTech研究会第2次提言)、及び、学習ログ等の活用に向けた収集すべき標準項目等の素案の作成事業(学習ログ調査)最終報告書の記述を踏まえた提案であること。
- ⑯ 学習ログを利活用することで学びの充実を目指す事例の創出(学習ログ利活用のユースケースの創出)、及び、学習ログを標準化・蓄積する仕組みや制度を検討するにあたっての論点や課題を抽出し、その課題の解決に向けた示唆を抽出することを目指す提案内容であること。ただし、対象となる学習者は初等・中等教育段階に限ることとする。例えば、以下のような提案を想定している。
 - 公教育内に蓄積された学習ログ(初等中等段階の学校教育における学習者の学習・教育に関するデータ)を、学習者の同意のもと、公教育外の学習ログ(塾などの民間教育機関における学習者の学習・学習に関するデータ)へと接続し、それにより学びの質の向上や、学習時間の伸長を目指したユースケースを創出すると共に、学習者を中心とした学習ログの利活用を可能にする制度の在り方への示唆を抽出する事業
 - 異なるEdTechの間のデータを相互運用する仕組みの構築を目指して、学習者が自らのデータポータビリティをもち、自らの学習ログを一括して蓄積・利活用できるPLR(Personal Learning Record)のプロトタイプを構築し、その有効性を検討すると共に、PLRを普及するための示唆を抽出する事業 等
- ⑰ 提案書の中で、「未来の教室」ビジョンを踏まえた上でのあるべき姿、及び、現状の課題を整理した上で、今回の実証での検証ポイントがあるべき姿の実現や現状の課題の解決にどのように資するのかを明記すること。
- ⑱ 本実証で扱う「学習ログ」の種類や内容について、提案書で示すこと。
- ⑲ 提案書の中で、実証事業の期待成果物を示すこと。実施内容により期待成果物は異なると想定されるため、特段指定はしないが、例えば以下のような期待成果物を想定している。
 - 学習ログを利活用した学びの事例(ユースケース)
 - 学習ログの利活用を始めるまでに直面した課題や調整事項の一覧
 - 実証事業に関わった児童・生徒や教職員の変化
 - 実証結果を普及するにあたっての課題・示唆 等

6. 採択先候補の評価・選定及び審査結果の通知等

(1) 評価・選定方法

BCGが経済産業省と協議の上、評価・選定を行う。その際、外部有識者にアドバイザーを依頼し、助言を受けることで、採択の客観性を担保する。評価・選定は、以下2段階で実施する。

- 上記5. に示した共通要件と個別要件を十分に満たしているか(基礎点)。
- その上で、更なる創意工夫の要素がみられるか(加点)。

全ての要件を満たす(=基礎点が満点)提案を「1次合格」として扱い、そこから加点評価、外部有識者の助言を勘案し、採択案件を決定する。

(2) 提案内容の採択と修正

今回の公募・採択は、あくまでアイデアの公募であり、アイデアの採択後に、外部有識者のコメントも踏まえて、事務局より提案内容の修正を打診し(例:「アイデアは良いが、△△は直して欲しい」、「規模を縮小または拡大して欲しい」等)、内容・費用についての交渉を進め、最終的に事業内容に合意することをもって、最終的な委託契約が成立する。その過程において、調整未了により委託契約に至らない可能性があることも留意すること。

なお、不採択も含めた最終的な採択結果は、全ての契約締結を終えた後(9月上旬を想定)に纏めて公開・通知する。不採択の理由については公開しない。

7. 業務委託契約等

(1) 委託契約の締結

採択後、契約条件・内容の交渉を経て、条件・内容に合意できた事業者から、BCGとの単年度委託契約を締結する。

[留意事項]

- ✓ 委託費は、「2. 目的・概要」に示す国の事業を、委託契約に基づき代表団体等が実施したことに対する対価として支払われるものである。したがって、事業管理等について、補助金による助成的な事業とは異なる面がある。特に委託費は、当該委託契約における事業計画に係る用途以外に使用することはできないことに留意すること。
- ✓ 採択案件として決定後に、契約金額について経費ごとの積算、見積、根拠資料等を審査し、必要と認められた経費のみが実際の契約金額となる。したがって、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致しないことに留意すること。
- ✓ 契約条件の協議が整い次第、速やかに契約を締結すること。
- ✓ 支払うべき金額は、各年度委託事業期間終了後の確定検査において確定する。したがって、支払うべき金額は契約額以下になることに留意すること(事業期間終了後の確定検査において、契約額以上の支出があっても、契約額以下でしか支払わない)。
- ✓ 確定検査にあたっては、委託費の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になる。委託対象物件や帳簿、証拠書類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は委託費の対象外となるため、留意すること。

※委託費については、実績報告書の提出を受け、確定検査を経て、支払うべき額を確定した後の精算払いとなる。したがって、それまでの間は事業者における立替払となることに留意すること。(期間中の暫定払いは、認めていない。)

※委託費の対象とする経費に係る帳簿及び証拠書類は、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、国の要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。
 ※コンソーシアム形式で受託する場合のコンソーシアム内における再委託契約も、契約形態は、BCGとの委託契約に準拠すること。

(2) 委託対象となる経費

委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等を、その執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者(本委託事業ではコンソーシアム等)に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいう。すなわち、「令和 3 年度学びと社会の連携促進事業(「未来の教室」(学びの場)創出事業)」という国の事業の一部を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として、受託者に対して支払われるものであり、受託者の利益になるような計上は認められない。

原則、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」に則った運用をするため、マニュアル一読の上、提案を行うこと。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

- ✓ 受託者は、原則、人件費、事業費、再受託者に対する再委託費/外注費、一般管理費を計上できる。
- ✓ 再受託者は、原則受託者からの再委託費として人件費、事業費、一般管理費を計上できる。
- ✓ 計上可能な経費区分・科目は以下の通り。

| 区分 | 科目 | 主な内容 |
|-----|------------|---|
| 人件費 | 人件費 | 委託事業に直接従事した人員の労務費 ※地方公共団体の人件費は計上できない。 ※無報酬の役職員、所属員は計上できない。 ※単価の根拠については、その合理性につき、説明を求められることがある。 |
| 事業費 | 旅費・交通費 | 委託事業に直接従事した人員の旅費 ※社用車・レンタカーの使用に係る経費を計上する場合は、その合理性を説明すること。 |
| | 会議費 | 委託事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 ※実証に必要な場所を確保するために要した場所の借料も含む。 |
| | 謝金 | 委託事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等) |
| | 備品費・借料及び損料 | 委託事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタル料等 ※購入は、原則認めない。やむを得ず購入が必要／購入の方が合理的な場合は、理由を明確化すること。 例)リース・レンタルの方が割高になる等 |

| | | |
|---------|---------|---|
| | | <p>※もし、購入した場合、取得価格の単価が税込 20 万円以上となる財産については、取得財産管理台帳の提出が必要となり、事業終了後、廃棄または国への所有権の移転手続き・公募による売却手続きを行う必要がある。</p> <p>※契約期間外にリース・レンタル期間が及ぶ場合には、当該費用を契約期間に按分した費用を対象とする。なお、所有権移転ファイナンスリースは、原則認めない。</p> <p>※既存サービス利用料や既存プログラム受講料の計上は、原則認めないが、やむを得ない理由があり、計上を希望する場合は、理由を明確化すること。</p> |
| | 補助職員人件費 | 委託事業に必要なアルバイトの雇上費等 |
| | その他諸経費 | 委託事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さない費用 |
| 再委託・外注費 | | <p>事業を行うために必要な経費の中で、受託者が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く）</p> <p>・準委任契約、請負契約の契約形態は問わない</p> <p>再委託・外注費は、原則として、（仕様⇒見積⇒契約・発注⇒完了報告・納品⇒検収 ⇒支払）の手順によって処理を実施すること。</p> <p>※設計図面や仕様書及び納品物等により、適正な取引が行われていることを明らかにすること。</p> <p>※原則 3 社以上の相見積りが必要。再委託先に代替性がなく、相見積りが難しい場合は、その旨を含めて説明した、選定理由書を提出すること。</p> |
| 一般管理費 | | <p>委託事業に伴う一般管理活動によって発生した費用</p> <p>※(人件費+事業費)に一般管理费率(～8%の範囲で算出)を乗じた金額を最大値とする。</p> |

<留意点>

- ✓ 上記対象経費の計上にあたっては、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるよう、必要な証憑類を整理する、説明内容を整理する等の準備をしておくこと。
- ✓ 本事業における実証活動に直接必要となる経費、及び本公募要領に記載の無い経費は、本委託事業の対象経費として計上することはできないことに留意すること。
- ✓ 委託対象経費の計上に関する提案書類の審査は、提案書の書面審査以降となることに留意すること。
- ✓ 経費に関する質問については、採択案件となった後に、BCG に問い合わせること。

- ✓ 以下の経費については、対象経費(事業費)として計上できないことに留意すること。
 - ◇ 建物等施設に関する経費
 - ◇ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等
例) 学校の場合、机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等
 - ◇ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ◇ その他事業に関係ない経費

(3) 受託者の責務

(ア) 事業成果に関すること

✓ 事業成果の帰属

委託事業を実施することにより、特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の最終的な帰属先は、原則、受託者とするを想定している(コンソーシアムで受託する場合は、コンソーシアム内で権利義務の帰属先を予め定めておくこと)。但し、委託事業の性質上「一度国に帰属した後、国の意思で帰属先を変更する」というプロセスが必須となることに留意すること。

なお、委託事業終了時に提出する事業成果報告書等の納入物に関わる著作権は、経済産業省及び BCG が実施する権利及び第三者へ実施を許諾する権利を持つ。

✓ 委託事業成果の活用

受託者が本事業で収集した参加者のデータについては、経済産業省及び BCG の求めに応じて、適宜提出しなければならない。

✓ 委託事業成果等の発表・公開

本事業で得られた成果、事業化等を発表・公開する場合には、事前に BCG へ報告の上、許可を得ること。公開の是非、公開内容については、経済産業省及び BCG と内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとし、特段の理由がある場合を除き、その内容が本事業の成果として得られたものであることを明示すること。

✓ 成果普及への協力

事業の成果を普及するため、事務局の求めに応じ以下に予定するイベントへ参加・協力すること

◇ 11 月(上旬): Edvation × Summit 2021

◇ 3 月(中旬): 最終報告会

※上記以外の普及活動への協力も積極的に行うこと。

(イ) 委託事業終了後に関すること

本事業終了後も、事業により得られた成果を活用して、自立的に事業を継続していくこと。

(ウ) その他

✓ 中間検査、確定検査等について **重要**

委託事業期間中及び委託事業期間後において、委託金額の適切な確定にあたり、BCG が中間検査(委託事業期間中)、確定検査(委託事業期間後)を実施する。

原則として、中間検査及び確定検査の期日までに委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対象外となること、また、委託事業期間終了後、会計検査院が実地検査に入り得ることに留意すること。

✓ 不正行為、不正使用等への対応について

委託事業上の不正行為、不正使用等については、「【参考2】研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省制定)及び「【参考3】公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省制定)に沿って対応することとする

また、たとえ、採択事業者として公表後又は委託契約締結後であっても、虚偽の申請であったことが判明した場合や、上記指針等に照らして不正があったことが判明した場合等は、採択や委託契約を取り消す場合があることに留意すること。

8. 履行期間

契約締結日から令和4年2月末までとする。

※詳細な終了日は、採択事業者には追って通知予定

※成果報告書を同日までに1次納品すること

9. スケジュール

事業のスケジュールは概ね以下を想定している(諸事情により、変更することがあり得る)。

| | |
|--------------|------------------------------|
| 令和3年8月5日(木) | 公募開始 |
| 令和3年8月24日(火) | 公募×切 (なお、×切時間は同日の正午とする) |
| (順次) | 採択の通知・契約締結・事業開始 ※案件によって時期は前後 |
| 令和3年11月上旬 | 採択結果発表 |
| 令和4年2月末 | 実証終了 |

10. 応募方法

(1) 提出書類

以下を満たす資料を作成し、提出すること。

- ・応募するテーマを明記すること。
- ・共通要件及び選択したテーマの個別要件の全てに当てはまっていること。
- ・提案書の冒頭に以下の担当者情報を記載すること。
「企業・団体名/所属・役職/氏名/フリガナ/メールアドレス/電話番号」
- ・提案書に応募主体の財務情報の分かる資料を添付すること
- ・提案書は、HPよりダウンロードできる所定フォーマットをベースにして、作成すること。

※あくまで推奨なので、フォーマットの修正や他フォーマット使用は可能

(2) 提出期限

令和3年8月24日(火) 正午までに下記提出先必着のこと。

容量の問題で送信に時間がかかる可能性もあるので、余裕をもって提出すること。

(3) 提出方法

件名を「未来の教室実証事業(テーマD)2021」とし、メール添付により提出のこと。

その際パスワードは設定しないこと。

ただし、容量の問題でメール添付が不可能な場合はクラウドサービスの利用も可とする。

(4) 提出先

【メールアドレス】 Future_academy@bcg.com

11. 公募説明会

今回は公募説明会を開催しないため、不明点等がある場合は下記問合せ先に確認すること。

12. 公募要領に関する問い合わせ先

株式会社ボストンコンサルティンググループ

「未来の教室」実証事業事務局

Email: Future_academy@bcg.com

13. その他

- 提案書等の作成・提出等に関する費用は、支払わないものとする。
- 提案書の機密保持については、十分配慮する。
- 経済産業省「未来の教室」ウェブサイトは予告なしに内容を変更又は削除する場合がある。